

広 報



昭和50年12月1

No.144

あいお

人口と世帯数
(11月1日現在)

人 口	9,438人
男	4,473人
女	4,965人
世帯数	2,439世帯

発行 秋穂町役場



(碑の前に立たれる小林夫人と中川画伯)

小林和作先生 頌徳碑建立なる

昨年11月4日急逝された名誉町民小林和作先生が、ふるさに寄せられた遺徳をたたえて、町民総意のもとにすすめられていた先生の頌徳碑が、このほど完成し、秋雨のけふる11月6日小林夫人をはじめ遺族、碑石の題字に揮毫いただいた中川一政画伯のご列席のもとに、関係者や多くの町民が参列して除幕式が行われました。

人をこよなく愛され、己れには厳しく信条をつらぬかれた先生。陽に映え雨に光る碑は、先生の温かさと厳しさをそのままに、静かなたたずまいで、わたくしたちにやすらぎを与えてくれるようです。

火災のない町に！

幸せを明日につなぐ火の始末



冬になり

空気が乾燥し、火の気の使用が多くなるため、

これから火災が起こりやすくなります。一人ひとりが火の取り扱いに気をつけ、火災のない町にしましょう。

火災を全国的にみると、出火件数は減少しているものの、建物火災は増加し、火災による死傷者が増えています。

町内では、建物火災の件数は減少していますが反面、林野火災が増加していますので、これから野山で仕事をされる場合、たばこのすいがら、たき火のあと始末は十分に行ってください。

また、寒さが加わるにつれ石油ストーブや電気こたつなど、暖房器具を使う機会が多くなり、建物火災が起こることも予想されます。

そこで、家庭では家族一人ひとりが火の元、火の取り扱いに十分気をくばるとともに、次の項目を中心に自分たちが点検して、危険な所はその場で修理を行い、火災のない明るい家庭、町づくりをしましょう。

○ たばこの投げ捨てと寝たばこは絶対にやめましょう。

○ 毎日、暖房器具の安全点検をしましょう。

○ ガス器具などのガスもれ点検及び点火・消火の確認を習慣づけましょう。

○ 老人、幼児、病人は避難しやすく、安全な所に寝かせましょう。

火事だ！

不幸にして火災が発生したら、あわてずに初期消火を行うとともに、早く周囲に知らせ、一一九番します。

初期消火とは——たとえ一一九番しても、すぐ消防車はやって来ません。早くても数分かかります。火災が発生してから五分間。この間にあなたが正しい消火をするかどうかで、家屋の運命は決まります。

消火の基本は

- 1 空気をしや断する↓物をおおう。
- 2 燃えるものをのける↓外に出す。
- 3 温度を下げる↓水などで冷やす。

火事になったら

まず、消火器で火元に消火剤をかけます。炎があがっていると誰でも動転し、炎ばかりに気をとられるものですが、あわてずに火元へかけることです。家庭用消火器でも三メートルから六メートルは噴射できます。

消火器の備えによって、大事に到らなかった事例はたくさんありますので、一戸に一本は備えたいものです。

万一消火器がなかったら

まず、何が燃えているかを見わけること。そして、その火災に適した方法で消火にあたってください。次の点を頭においてください。

- ガスの消し忘れ（からだき）による火災——元栓をしめ、空気をしや断し、水をかける。
- 油なべ、ストーブへの引火による油火災——近くにふとん

や砂などをかけ消火する。直接の水は絶対にかけないこと。

火事の原因はこんなことに

- ▼ アイロンの消し忘れ
- ▼ 風呂釜の残り火の不始末
- ▼ ガスになべをかけた放し
- ▼ たばこの落ち火など、ちょっとした油断が大きな火災の原因になっています。

○ 外出や寝る前には、必ず火の元を調べましょう。

ぼくは、山みちでも砂浜でも、平気で走れるし、新しい装置をもっているから、いざ／＼というときにはすごい威力を出すんだ。

だけど、

つめたい水をかぶるのはいやだから、なるべ

くなら車庫から出たかないサ。だから、みなさんもおぼくが出ないですむように協力してください。

協力してください。



○ 火災を発見したら、早く近くの人に知らせることを、こどもさんにも教えておきましょう。

以上、火災を起こさない、小さい火は早く消すことについてのべましたが、火災の中で人命を守ることが第一であることは言うまでもありません。

それぞれの家庭で、日ごろから避難方法なども話し合っておきたいものです。

※ 近日中に、町で消火器のあつせんをいたします。

12月 保健衛生事業

年末・年始のごみ収集日

12月末日から1月上旬までの業

務は次のとおりおこないます。

●ゴミ収集

※燃えるもの（あざぶ）

▼収集業務をしない間のゴミは、

収集をはじめます。

○1月5日（月）から平常どおり

休みます。

○12月30日から1月4日までは、

休みます。

○12月26日（金）までは、従来ど

持出場所に出さないで家庭で保管

してください。

※燃えないもの

○12月27日（土）までに持出して

下さい。従来どおり定められた日

に収集します。

●不用犬の引きとり

年末は12月25日（木）まで

年始は1月8日（木）から

年末は12月26日（金）まで

年始は1月6日（火）から

火葬場の使用手続きは随時行い

12月の衛生行事を、次のとおり行います。

行事名	月日曜日	受付時間	場所	対象
若妻学級	12月3日	9:00~12:00	中央公民館	結婚してはじめての妊婦又は若妻
秋穂乳幼児相談	4日	13:30~14:30	中央公民館	乳幼児とその母親
大海	5日	13:30~14:30	大海分館	結婚してはじめての妊婦又は若妻
若妻学級	9日	9:00~12:00	中央公民館	結婚してはじめての妊婦又は若妻
三種混合二期（ジフテリア、百日咳、破傷風）	11日	13:30~14:30	中央公民館	今までに三種混合を2回13回接種済みの幼児
若妻学級	12日	9:00~12:00	大海分館	結婚してはじめての妊婦又は若妻
成人病教室	16日	13:00~16:00	中央公民館	該当者のみ（主催：中央公民館・連合婦人会）
若妻学級	16日	9:00~12:00	中央公民館	結婚してはじめての妊婦又は若妻
若妻学級	23日	9:00~12:00	中央公民館	結婚してはじめての妊婦又は若妻

公害セミナー

日常生活のなかで、テレビや新聞紙上をよくみかける公害についての化学的な専門用語を毎月のセミナーに掲示してあります。

このたびは「自浄作用」と「熱汚染」について考えてみましょう。

▼自浄作用

河川や湖、沼には、時間とともに汚濁をだんだんへらす作用があります。これが自浄作用といわれています。自浄作用の主なものとしては、汚濁をうすめ、希釈作用、汚濁物質をしずませる作用、汚濁物質を酸化させる作用、日光中の

紫外線による殺菌作用及び微生物の生存競争などがあります。

これらの作用により、汚染物質は時間とともに水の底に沈み、又有機質は酸化により無機化され、特に細菌は浮遊物質に付着した状態で、またそれ自体で沈降し、一部の細菌などは、数日または1週間程で死滅するものもあるといわれています。自浄作用は河川より湖、沼の方が大きいといわれています。

▼熱汚染

工業用の大量の冷却用水が昇温して河川や海へ捨てられると、河川や海の水の温度が上昇して魚介

各家庭から
ねずみを一斉追放
しましょう

秋穂町環境衛生連合会

ネズミの一生
（ドブネズミ）



3カ月でおとなになり年5回出産1回に8~10匹を生む

類に重大な影響をおよぼすといわれています。それは水中の魚介類は冷血動物であるので体温調節が出来ず、ひどいときは死滅してしまうそうです。

最近では、石油コンビナートの高温排水による尾鷲湾の養殖ハマチの被害などいくつかの被害の例が報告されております。

※公害セミナーについては、二年あまり掲さいしてききましたが諸種の事情により次回より取りやめることにいたしました。その間によせていただきましたみなさま方からのご意見、ご指導について厚くお礼を申しあげます。

年金受給権を確保する

最後のチャンス

特例納付の期限は12月31日です



老令年金に必要な期間がたりないかたは保険料を納めましょう。国民年金保険料の特例納付期限がせまりました。国民年金の老令年金をうけるには、一定期間以上保険料を納めているか、保険料の免除をうけていなければなりません。

しかし、過去に保険料を納めていない期間がありますと、年金を受けるための必要な期間がたりなくなり、将来、老令年金を受けることができないということになってしまいます。そこで、このようなことがないよう時効により未納となっている過去の期間についても、保険料を納めることによって年金が受けられるようにしようとするのがこの制度です。

この制度で納める保険料の額は、未納期間ひと月につき九百円で、納付できる期限は昭和五十年十二月三十一日までとされ、この期間を過ぎると納めたくても納めることができなくなります。自分自身で納めたと思っていても、案外納め忘れがあるものです。今一度、あなたの保険料の納付状況を点検し、納め忘れないようにしましょう。

なお、くわしいことは、町民課福祉係でおたずねください。

伐採の届出は伐採する30日前までに

伐採の届出は伐採する30日前までに

従来は、保安林など法律で取扱いが制限されている森林以外の森林については、伐採する場合は、伐採したことについて届出をすればよかったのですが、法の改正によって、伐採の前に届出をし、県の審査をうけなければ、伐採することができません。

このように、伐採届出制が改善、強化された主旨は、森林の正しい取扱いにより木材生産が十分にできる森林、さらには洪水調節機能などの公益的な機能を、十分に発揮できる森林に成長させるためなのです。

新しい伐採届出の手続きは、次のとおりです。

1. 森林を伐採する計画がある場合（他の法令などにより、許可を必要とする場合を除く）は、

住宅ローン借入れを希望される方へ

(住宅金融公庫)より

1. 住宅融資保険とは

あなたが、市中の金融機関から住宅ローンを借り、万一、その借入金の返済が出来なくなつたときに、公庫が金融機関に保険金を支払うしくみの保険です。即ち、みなさんが住宅ローンを借りやすくなることを目的とした制度です。

2. 保険がつけられるローンは

- ① 住宅の建設資金に対するローン
- ② 分譲住宅の購入資金に

伐採予定日の三十日以上前に、町役場に備えてある用紙で、伐採届を出してください。

2. 町役場に提出された届出書は県に送付され、内容の審査が行われます。

3. 届出書の内容が適正であれば知事は「適合通知書」を届出者に送付します。これを受取ってから伐採にとりかかってください。

また、届出書の内容が適正でない場合は、知事は変更するよう命令をします。この場合は、命令にしたがって届出書の出しかえをしなければなりません。届出書の内容と異なつた伐採に対しては、知事は届出書の内容にしたがって伐採するよう命令をします。

4. 無届けの伐採や知事の命令に違反した伐採は、十万円以下の罰金を課せられますので、十分に注意してください。

詳しいことは産業課へおたずねください。

対するローン

① 住宅の増・改築資金等に対するローン

② 住宅用の土地の取得及び宅地の造成資金等に対するローン

※ 公庫資金に併せて前記の資金を金融機関から借りる場合でもこの保険をつけられます。

3. 保険料は

- ① あなたが自ら住むための住宅の建設等に対するローンについてはローン残高に対し年0.135%
- ② ①以外のローンについては、ローン残高に対し年0.36%



※ ローン残高に応じて毎年払いのうえ、他の同種の保険とくらべて非常に安くなっているのだからあなたのご負担には、ご無理がありません。

4. この金融機関へ行ったらよい

公庫と保険契約を結んでいる最寄りの金融機関へお越しのうえご相談ください。

※ 参考例

一〇〇万円を年利9・5%、返済期間一〇年（②）に対するローンは五年元均等毎月払いの条件で借りた場合の保険料は表のとおりです。

期 間 料 率	第1年	第2年	第3年	第4年	第5年	第6年	第7年	第8年	第9年	第10年	合 計
① %	1,311	1,222	1,125	1,017	899	770	627	470	298	109	7,848
② %	3,331	2,714	2,036	1,291	471	—	—	—	—	—	9,843

第27回「人権週間」

12月4日から10日まで

強調テーマ

- こどもの人権尊重
- 婦人の地位向上
- 同和問題の解消

みなさんの中で、強調テーマに関連した人権問題でお悩みの方や心配ごとのある方は、ぜひ法務局人権擁護課や法務局支局または、もよりの人権擁護委員（祇園町上田博人さん）にご相談ください。法務局及び県人権擁護委員連合会では人権週間中、県下各地で人権に関する講演会、座談会を開いたり、特設人権相談所等を開設して、広く住民のみなさんに人権意識を高揚するための諸行事を行うことにしています。

歳末交通事故防止活動期間

12月1日から末日まで

＜重点目標＞

- 1 飲酒運転は絶対しない
- 2 安全速度は必ず守る
- 3 過労運転はしない
- 4 歩行者や自転車に乗っている人を保護する

今年、県下の交通事故は、死者数においてはやや減少しているものの、発生件数、傷者数とも大幅に増加しています。

町内では、死者数、件数、傷者とも昨年にくらべ増加しているのです。

これから歳末にかけ、忘年会など飲酒の機会が多くなるとともに、買物などで出かける人や車が増え、加えて師走の気ぜわしさから、事故が多くなることが心配されます。そこで、十二月一日から三十一日までを歳末交通事故防止活動期間として前記重点項目をきかけ、

地域、職場、家庭を通じて、正しい交通ルールを守り、安全運転の励行を呼びかけて、交通事故の防止を図ることにしています。みんなが明るいお正月を迎えましょう。

運転は

「どうぞ」「どうも」の
ゆずりあい

松くい虫を駆除しましょう

駆除方法 松くい虫の被害により、赤く枯れた被害木を切り倒し、松くい虫駆除剤を散布しやすいうよう枝をはらい、玉切りをして背負式噴霧器または、穴の小さいジョロで駆除剤を散布します。

○ 駆除を行った場合は、一戸当たり六千七百五十円の補助金があります。

○ 山林所有者で、駆除を行う意向のある人は、被害状況を報告してください。（九月下旬から十月上旬の回覧によって、被害状況報告をされた人は、報告の必要はありません。）
※ 松くい虫駆除事業についての詳しいことは、産業課へおたずねください。

価格安定運動強調月間

12月1日から31日まで

「適正な価格で正しい計量と価格表示」運動を展開します。

主唱 県商工会議所連合会・県
商工会連合会・県経済連
県漁連

町の人口は9,179人

国勢調査速報から

十月一日に行われた国勢調査のうち、人口と世帯数がこのほど県の速報として発表されました。

これによると、秋穂町の人口は九、一七九人で前回調査に比べ、〇・六％、人数にして五八人とわずかながら増加し、昭和三十

五年調査以来減少が続いていた人口が、今回の調査で初めて歯どめがかかりました。

これを男女別に見ますと男四、三〇〇人、女四、八七九人で女一〇〇人に対し男八八・一三人です。また、世帯数は二、四〇六世帯で、前回の調査に比べ三・六％、八四世帯の増加となっています。

一世帯当りの人員は、平均三・八二人で、前回調査の三・九三人に比べ減少しています。

国勢調査への協力、ありがとうございました。

税のコーナー



年末調整について

サラリーマンの所得税は毎月の給料やボーナスから引かれていますが、この所得税は予定計算で引かれています。毎月予定計算で引かれた税金の合計額と一年間の給与収入で計算した税金との差額を精算するのが年末調整です。

年末調整で注意していただきたいことは、扶養親族に異動のあった人つまり、今年子供が生まれたとかで扶養親族が増えた人や、これまで扶養親族であった人が就職

したことによって扶養親族が減った人で、まだ、給与所得者の扶養控除等（異動）申告書を出していない人は、年末調整にまに合うようにこの申告書を給与の支払者に提出してください。

このほか、税額を計算するときには、社会保険料控除や生命保険料控除などがあります。このうち、生命保険料、損害保険料、小規模企業共済掛金及び国民健康保険税や国民年金のようにならば直接支払った社会保険料は、給与の支払者に給与所得者の保険料控除申告書を提出してください。

ほとんどのサラリーマンは、年末調整で納税が完了するため確定申告をする必要はありませんが次のような人は確定申告が必要です。
(A) 雑損控除や医療費控除を受ける人
(B) 今年初めて住宅取得控除を受ける人
(C) 給与の年収額が二千万円を超える人
(D) 給与や退職所得以外の所得額が年間二十万円を超える人。
以上の人は確定申告をしてください。

固定資産税第三期分

十二月二十五日納期限です



お知らせ

保育園児を募集します

昭和五十一年度の保育所入所申請書の受付を次の要領で行いますので、入所を希望される方は、期間内に申請してください。

定員

黒瀬保育所 六十名
秋穂保育園 九十名
大海保育園 八十名
秋穂児童館 五十名

受付期間

昭和五十一年一月二十日(火)から一月三十一日(土)午前中まで

受付場所

●昭和五十年度入所児童のうち、引き続き入所を希望する児童については、各保育所へ提出してください。

●新規に入所を希望する児童については、④町役場町民課又は大海支所の窓口で受け付けますので保護者が印鑑持参の上、申請してください。

⑤児童館に入館を希望する児童については、町社会福祉協議会で受け付けますので、保護者が印鑑持参の上、申請してください。

な点は、保育所については町民課(有線二三二二)へ、児童館については社会福祉協議会(有線二三八一)へおたずねください。

募集します

町奨学会には、次のような制度がありますので、貸付を希望される方は十二月二十八日まで書類を町教育委員会へ提出してください。

秋穂町の住民基本台帳に登録があり、一年以上居住している者が高校、大学で修学する場合、経済的な理由で修学が困難な人。

ただし、日本育英会および山口県奨学会とは重複できません。

奨学金の額等

奨学金は月額三千円。無利子で償還は、卒業後一年据置き、三年以内の償還です。

工業統計調査にご協力を

今年も十二月三十一日現在をもって、工業統計調査が行われます。この調査は、製造業の実態を構造的に把握し、生産活動に関する基本的な資料を得るために毎年行っているものです。

新しく選挙権を得た方の感想文募集

財団法人明るい選挙推進協議会では、二十歳になり選挙権を得られた方から、社会人となって経験されたことや、考えたり感じたことなどについて、次により感想文を募集しております。

応募内容と標題

最近の選挙において、あるいは「成人の日」を迎え、新有権者または社会人として地方自治や国政への参加について、自分自身で経験し、考えたり感じたりしたこと。標題は、その内容にふさわしいものとします。

字数 千六百字以内(四百字詰原稿用紙四枚以内)

応募資格 昭和三十一年一月一日から昭和三十一年十二月三十一日までの間に生まれたもの。

締切期日 昭和五十一年一月三十一日(当日消印有効)

提出先 山口市滝町一の一 山口県選挙管理委員会 〒七五三

入選決定 昭和五十一年三月十五日(選挙管理委員会を通じ本人に通知)。

賞 最優秀・入賞には自治大臣賞、佳作には(財)明るい選挙推進協議会長賞と次の副賞。

最優秀 一篇 三万円相当の図書券

入賞 九篇 各一万円相当の図書券

佳作 若干 記念品

応募上の注意

応募者の住所・氏名(フリガナをつけること)・性別・生年月日および職業を原稿の末尾に明記すること。(字数の制限外)

この感想文募集が行われることを知った媒体名(新聞・ラジオ・テレビ局・町広報等)を記入すること。

応募作品は未発表のものとし、応募原稿は返却しない。入選作品は、明るい選挙推進運動のため、自由に使用できるものとする。

※なお、このことについてのお問い合わせは、町選挙管理委員会(総務課内)へ。

知事へ年賀状をお寄せください

県では、昭和五十一年の新年を迎えるにあたって、広く県民のみなさんから、県政についての身近かな要望や意見または建設的な提言などをお聞きし、県政に反映させるため「知事への年賀状」をお待ちしています。

次の要領で知事あてにお寄せください。

お寄せいただいたことについては、直ちに検討し、できるだけ速やかにご返事します。

方法 はがきまたは手紙に要点をわかりやすく簡略に、読みやすく書いてください。

文の終りには、住所、氏名、年齢、職業、性別、郵便番号を忘れ

ずに記入してください。

締切 昭和五十一年一月十日

あて先 山口市滝町一番一号 〒七五三 山口県庁県民課「知事への年賀状」係 橋本正之

山口県知事

技能士になりたい方へ

二級技能士訓練課程通信講座が開かれます。

この講座は、生産現場で働く人たちに技能の裏付けとなる専門知識を与え、能力の向上をはかるための職業訓練法に基づく二級技能士訓練課程の通信講座です。

受講を希望される方は左記へお問い合わせください。

募集職種 機械科、仕上げ科、機械製図科、同検査科、時計修理科など二十九職種です。

受講料 四千元

修了年限 一カ年

特典 修了者には受講した職種の二級技能検定学科試験が免除されます。

申込み 随時受け付け

問い合わせ先 〒七五三 山口市神田町六一 山口総合高等職業訓練校(電話山口2一八九八)

役場の執務時間の変更

役場の執務時間が十二月一日から来年二月末日まで、次のとおり変更になります。

執務時間

午前9時から午後4時45分まで

郷土小史(27)

花香と中津江

花香・中津江は塩浜は別であるが下村組に属していた。古い記録では文禄元年(一五九二)春豊臣秀吉が朝鮮に出兵したとき、毛利輝元に出兵を命ぜられて、防長四

七〇軒程になったので二ノ当がはじまった。この頃に浦は井原弾正の給領地になった。

寛延頃(一七四八)屋戸、花香当がはじまった。(屋戸以南に二〇一三〇軒ができたことになる)

嘉永六年(一八五三)屋戸当と花香、中津江当がわかれる(中津江以南が二〇一三〇軒程になる)

花香と中津江が別々の当に分れたのは明治三〇年であったと。

明治維新まで給領地は直轄地と別で、それまでは塩浜関係以外の花香中津江の百姓は下村組に属していたのを、明治七年に花香中津江全域が「浦組」に入り、更に明治二十一年に浦組から分れて「浦南組」となった。

そして昭和一五年に町制が施行せられた時に中津江と花香南北がそれぞれ独立した部落になった。

今は中津江八四戸、花香北五三戸、花香南八〇戸である。

次に花香中津江の人々が古くから祭って来た社祠所についてのべる。

さきに述べたように、古くから浦人として祇園社氏子であったと勿論であるが、更にこの地域の社祠は花香の明神社、金毘羅社、恵美須社、中津江の行者様、荒神社があったが、これらは明治の社寺整理ですべて祇園社に併祠した。

塩浜には夫々明神社を祭って来たが塩田の廃止で今は花香塩田の社祠であったものが二一番札所の

東側森の中にある。

花香に札所は二一、八一番、中津江に二番がある。これらのことについて述べる。

行者様、中津江山の頂上近く、秋穂社北西に大きな岩窟に祠られ愛宕権現、金毘羅権現、秋葉権現の石柱石像が納めてあり、前面に広場があり、建物もあったか瓦がある。鳥居は享保二〇年(一七三

五)灯籠(とうろう)は天明六年(一七六六)浦の船乗漁人の奉納昭和一二年に一二五〇年祭を行って居り、戦前まで行者講が屋戸、中津江、花香にあった。拍子札拝してお経をあげ、春花見頃にお祭りがあった。

花香金毘羅社は花香山頂上近く浦の湾を見渡す所にあり、鳥居は天保二年の建立。麓に明神社跡があり、鳥居は宝暦六年(一七五

六)恵美須社は今はコンクリート造りに改められて居り、この両社が祇園社神幸祭のお旅所であった。両社共浦人たちが海上安全を祈って建てたもので、この附近天災

異変のあった年代と一致する。

中津江の荒神社は二一番札所の東側高台に今も鳥居、石造社祠がある。鳥居は寛政元(一七八九)

年当浦中の寄進、九月二七日が祭日で賑やかであった。田植後の部落泥落し行事もこの社で先年までつづき、盆踊りも盛大であった。

二一、二一番札所も昔はこの荒神社境内にあったものを、神仏分

離で二一番を花香に、二二番を中津江にまつようになった。

二一番札所を現在地にのよう

に石垣を積みあげて霊地としたのは次のような由来があった。

明治四二年、花香で赤痢が発生十数人死んだ。翌年六月この地方に洪水があり、黒瀬開作は海と化し、中津江浜の堤防もきれて大騒ぎをした。このような異変がつづくのは神のタタリで、神仏の祭りを

をおろそかにする故であろう。これまで明神社も恵美須社も加茂社も社趾の片付けもできて居なかつたので、同年末に立木、屋敷を処分、後片付けをしてお祓いをしてもらった。

これから先祭りのできるのは札所だけとなったので、花香ではこれまで狭い借地の屋敷地であった二一番札所を広く買い受け、石垣をくみ、祠堂を建て、部落の集会所にもした。それが明治四五年のことであった。(玉石垣は昭和三年の築立)

次に塩浜のことをのべる。

花香浜は天保六年(一八三五)に小野善治、渡辺権左エ門に築立仰せ付けられて着工、同八年に竣工し、須佐の益田氏拝領所となる。

中津江浜は天保一〇年小野善治藤田謙蔵に築立仰せ付けられて着工、同一二年に竣工。このとき小野和吉(善治のあと)の代役になりからこの地に移り、浜の畔頭をつとめたのが西村良左エ門(利治

氏の祖)であった。浜は玉井正左エ門と日野竜之進の知行所となった。南側が玉井領、北側日野領、日野領には海沿いの細長い島地も貴船社あたりまであった。

花香浜は九軒、中津江浜は十軒一枚の広さ一町五反。

幕末慶応二年藩の名門益田家も軍資金に困ったか、二〇〇両を花香浜持から借りている。一〇年契約で利息は上納から差し引くとしていた。

それより三年前の文久三年に八幡様の鳥居を建てたときはその石材を花香山中腹から海に出し運んでいる。

翌文久四年には外敵に備えて築いた花香台場を毛利若殿様が上覧のために来秋され、慶応二年一月四日には軍艦丙寅丸が花香沖に

来て乗船上覧され、ついで五日にはこの軍艦購入のために、献金百両以上した者は浦の平原平右エ門宅に集り、乗艦見学を許され一般寄附者も小郡宰判内各戸一名が花香山附近から見物を許され、時ならぬ人出で賑わった。

塩田跡には、水産種苗センターと瀬戸内海水産開発株式会社と昭和三八年にできて車エビをはじめ養殖漁業に貢献している。

(秋穂町教育委員会囑託 田中穂記)

毛利初期慶長頃(一五九六)は浦は三〇軒程で祭りをしていた。寛永頃(一六二四)には家数

(十月号につづく)

◇コイルスプリングの材料の種類
 日本工業規格に規定する文字を用いて表示し、かつ炭素含有率を併記します。

部位を正しく知って調理上手に肉

町から暴力を追えよう

第2回定例町議会で暴力追放決議

すべての地域や職場から

暴力を追放するために

どんな小さな事件でも、すぐに

一一〇番へ連絡を

暴力行為根絶に関する決議

最近、県下において発生した暴力団によるピストル乱射事件は、地域住民に極度の不安と恐怖を与えたのみでなく、これを契機として暴力団同志の対立抗争はさらに激化し、広域化する様相を胎んで、むこの住民は常に生命の危険に直面していると言っても決して過言ではない。

法秩序を無視したこれら暴力行為は絶対に許されるべきではなく、関係機関による暴力団の根絶が、先決問題であるが、秋穂町民一人一人がおどしゆすり、押売り等の暴力が身辺に発生した場合、これに屈することなく勇気をもって対処すべきである。

我が秋穂町議会は、関係当局の取り締りの強化を強く要請すると共に、住民と力を合わせて暴力行為を根絶し、明るく住みよい町民生活を守ることを宣言する。

以上決議する。

昭和50年10月30日

秋穂町議会

